



共済モニター制度について

Q 共済組合には「共済モニター制度」というものがあると聞きましたが、どのような制度ですか？



A 共済組合が実施する各種事業に、組合員及び被扶養者（以下「組合員等」といいます。）の皆様のご意見やご要望を反映させ、より良い事業としていくための制度です。

組合員等の皆様の共済組合に対する意識を的確に把握し、共済制度の普及を積極的に進めるため、共済組合が組合員の中から無作為に抽出して委嘱した約100名の共済モニターの方に2年の任期で活動していただきます。

共済モニターの主な活動内容

- ・共済事業に関するアンケートに答える。
- ・職場の組合員から寄せられた意見や要望を共済組合へ伝える。
- ・共済事業を組合員へ広める。
- ・共済モニター会議に出席し、共済組合職員と意見交換を行う。

共済事業には、大きく分けて、短期給付事業・長期給付事業・福祉事業の3つがあります。

その中でも福祉事業の保健事業は、組合員等の皆様のご意見やご要望を参考にさせていただきます。

ご意見・ご要望がありましたら、お気軽に共済モニターの方へお伝えください。
※共済モニター委嘱者につきましては、所属所の共済組合事務担当課へご確認ください。

共済事業

- ・短期給付事業（健康保険に関する事業）
- ・長期給付事業（共済年金に関する事業）
- ・福祉事業（福利厚生に関する事業）
 - ・保健事業（人間ドックの利用助成、保健・宿泊施設の利用助成、スポーツ教室・各種セミナーの実施等）
 - ・貸付事業
 - ・物資供給事業
 - ・貯金事業

